

(2) 汚染井戸周辺地区調査

調査の種類	地区番号	所在地	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン シス-	1,2-ジクロロエチレン トランス-	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素
汚染井戸周辺地区調査	5034	木津川市								11	< 0.01	11
	5034	木津川市								0.66	< 0.01	0.67
	5034	木津川市								8.2	< 0.01	8.2
	5034	木津川市								3.3	< 0.01	3.3
	5941	京都市	< 0.0002	< 0.01	< 0.004	< 0.002	< 0.002	< 0.001	0.002			
	6441	京都市	< 0.0002	< 0.01	< 0.004	< 0.002	< 0.002	< 0.001	< 0.001			
	6441	京都市	< 0.0002	< 0.01	< 0.004	< 0.002	< 0.002	< 0.001	< 0.001			

(注1) 単位はmg/Lである。 (注2) クロロエチレンは、平成28年3月29日付け環境省告示第31号に基づき、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。